

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優しさを育む社会の形成

ア 男女平等意識の啓発の推進

担当課名	小区分	主要施策	取組内容	事業期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
市民課	(ア)	家庭、職場、地域など様々な場における慣行のうち、性別による偏りにつながるおそれのあるものについて、広くその見直しを呼びかけます。	内閣府や関係機関から発行される刊行物、チラシ等の公共施設への設置による市民への情報提供の実施。 地域の特性を活かしつつ、関係機関からの情報を参考に、北斗市男女共同参画プラン推進協議会と連携し、協議会会員さらには市民への学習機会の提供、年1回発行の協議会広報誌を通じた女性問題に関する資料及び情報の収集と提供を行った。	通年		○	○	○	○
市民課	(イ)	「男女共同参画週間」などの多様な機会を通じ、誰もが男女平等参画の理念や社会的性別(ジェンダー)の視点についての正しい理解ができるよう、啓発を進めます。		通年		○	○	○	○
企画課	(ウ)	広報・出版物等において、市自らが率先して、社会的性別(ジェンダー)に配慮した描写方法を促進します。	広報誌、HP等に掲載するイラスト等について社会的性別に配慮した掲載となるよう確認、校正を行った。	通年		○	○	○	○

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優しさを育む社会の形成

イ 男女共生や性に関わる学校教育及び生涯学習機会の充実

担当課名	小 区 分	主要施策	取組内容	事業 期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
学校教育課	(ア)	学校教育の場における男女平等教育を推進します。	教育現場においては基本「学習指導要領」に基づき道徳、家庭科、特別活動において指導を行っている。	通年		○	○	○	○
社会教育課	(イ)	家庭内において固定的な性別役割分担意識を払拭し、家事、育児、介護など男女が平等に共同して担っていくという意識を醸成します。	・教育講演会 家庭教育支援の一環として、保護者への学びの場の提供にすため、PTA研修会などを通じて、教育講演会を開催することにより、家庭での男女平等意識の醸成を図った。	12月				○	
学校教育課	(ウ)	妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めると共に、性と生殖に関する健康・利権(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の配慮がなされるよう、家庭教育等を支援する学習機会の充実を図ります。	学習指導要領に基づき保健体育、道徳の授業にて指導するとともに、事案が発生した場合は、各学校にて、構成員が学校職員、市役所、教委、警察(生安)からなる「サポートチーム会議」を開催し対応している。	通年		○	○	○	○
子ども・子育て支援課	(ウ)	妊娠・出産という母性の重要性への認識を深めると共に、性と生殖に関する健康・利権(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)の配慮がなされるよう、家庭教育等を支援する学習機会の充実を図ります。	・思春期教室 ・思春期ネットワーク会議 子ども達が自分や周りの人を大切にし、健康な体づくりや性行動について正しい知識や考えを持つことで心身ともに健康な大人になることを目的に市内小学校・中学・高校への思春期教室を実施。また、思春期保健に係わる保健・医療・教育等関係機関において、年3~4回思春期ネットワーク会議を開催。	通年		○	○	○	○
学校教育課	(エ)	性に対する正しい知識と性犯罪を撲滅するための人権教育を推進します。	学習指導要領に基づき保健体育、道徳の授業にて指導するとともに、事案が発生した場合は、各学校にて、構成員が学校職員、市役所、教委、警察(生安)からなる「サポートチーム会議」を開催し対応している。	通年		○	○	○	○
市民課	(エ)	性に対する正しい知識と性犯罪を撲滅するための人権教育を推進します。	人権擁護委員による各種行事などでの人権尊重意識の普及活動や、性差別やセクシャルハラスメント・インターネット上での誹謗中傷などを対象とした人権悩み事相談のサポートや周知を行った。	通年		○	○	○	○
市民課	(オ)	男女共同参画の趣旨に賛同する各種団体等と連携し、啓発や研修会を通して男女共同参画の意識の高揚を図ります。	北斗市男女参画プラン推進協議会と連携し、協議会主催による「北斗市男女パートナーシップ」での専門知識に精通した講師を招いての講演会開催することで、市民への男女共同参画の役割機能について情報提供を行った。	通年		○	○	○	○

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ1 人間それぞれの“個”を認め合い、思いやりと優しさを育む社会の形成

ウ 男女の人権尊重意識に立った法令等に基づく適切な性被害対策の強化

担当課名	小 区 分	主要施策	取組内容	事業 期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
市民課	(ア)	性や暴力表現を扱った出版物等の取扱いなどについては、法令に基づく適切な対応をし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境の浄化を継続的に行います。	北海道から立入調査員として発令されている市民課職員が7月、11月(子ども・若者育成支援強調月間)に各月1回市内のコンビニ、携帯電話ショップ等巡回し、有害図書等の販売実態調査を実施した。(青少年保護育成巡回活動)	7月、 11月			○	○	
学校教育課	(イ)	学校教育の場をはじめ、生涯学習などの様々な場において、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる情報を、主体的に判断することができる能力(メディア・リテラシー)の育成に努めます。	市内小中学校において、タブレット端末が整備され、その中で望ましい情報モラルについての理解も深め児童生徒の情報活用能力を育成している。(継続中) (北斗市タブレット端末導入を基盤としたICT教育にかかるプロジェクト)	通年		○	○	○	○
子ども・子育て支援課	(ウ)	女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起すると共に、相談窓口の所在等について広く周知徹底するほか、関係機関と連携し差別及び暴力を防止・対処するための体制の構築を進めます。	家庭児童福祉に関する相談指導業務として相談員を配置しDV相談を受け、適切な関係機関へ繋げるとともに、DV専門相談窓口の周知を行った。	通年		○	○	○	○
市民課	(ウ)	女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起すると共に、相談窓口の所在等について広く周知徹底するほか、関係機関と連携し差別及び暴力を防止・対処するための体制の構築を進めます。	市HPIにより「女性に対する暴力をなくす運動」についての周知及び、各種DV被害等の相談・通報窓口(ホットライン)の周知。 広報誌による、女性に対する暴力をなくす運動の周知を行った。 内閣府男女共同参画局主導のご当地キャラクターパープルリボン着用写真へ参加した。	通年		○	○	○	○

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場づくり

ア 男女共同参画社会づくりに関わる法令等の周知徹底

担当課名	小 区 分	主要施策	取組内容	事業 期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
市民課	(ア)	男女共同参画社会づくりにかかわる法令等の周知を図ります。	男女共同参画の趣旨に賛同する各種団体等と連携を図り、研修会への参加及び会員を通じて法令等の周知を行った。	通年		○	○	○	○
市民課	(イ)	様々な社会活動の場において、全ての人が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について、正確な知識を得られる「法識字」の推進を図る必要があります。		通年		○	○	○	○

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場づくり

イ 市及び事業者等の政策・方針決定過程への女性参画の拡大

担当課名	小 区 分	主要施策	取組内容	事業 期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
総務課	(ア)	市の条例や規則などによって置かれている審議会や委員会において、積極的に女性の参画を推進します。	・審議会等への女性の参画推進 新規で委員や役員を選出する際には、女性の登用について考慮した上で決定。	なし	選出は各所管課 <随時実施>				
総務課	(イ)	市職員については、地方公務員法に定める平等取扱の原則と成績主義の原則に基づきながら、女性の採用・登用等を促進します。	・市職員への女性の採用拡大・登用促進 市職員については、あくまでも地方公務員法に定められている平等取扱の原則と成績主義の原則に基づき採用。	なし	<随時実施>				
水産商工労働課	(ウ)	事業者等の方針決定過程への女性の参画について、企業や民間団体等に情報の提供や協力要請を行うとともに、啓発等を通じて社会的気運の醸成を図ります。	・男女雇用機会均等法等の制度周知及び啓発 厚生労働省が作成したチラシ等の活用、又制度概要をまとめたチラシを作成し、公共施設への設置のほか、商工会等の協力を得て商工会報等に同封して制度周知及び啓発を行った。	通年	H30から実施	○	○	○	○

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場づくり

ウ 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

担当課名	小区分	主要施策	取組内容	事業期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
水産商工労働課	(ア)	男女雇用機会均等法の履行確保を図るため、事業者等に対し法の啓発や情報の提供などを積極的に行います。	・男女雇用機会均等法等の制度周知及び啓発 厚生労働省が作成したチラシ等の活用、又は制度概要をまとめたチラシを作成し、公共施設への設置のほか、商工会等の協力を得て商工会報等に同封して制度周知及び啓発を行った。	4月~6月	H30年度より実施	○			
水産商工労働課	(イ)	男女労働者間の格差を解消するために、事業者等に対して雇用格差の積極的改善措置を進めるよう働きかけます。		4月~6月	H30年度より実施	○			

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ2 対等な社会参加で能力発揮をめざす職場づくり

エ 地域社会における男女共同参画の促進

担当課名	小 区 分	主要施策	取組内容	事業 期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
社会教育課	(ア)	スポーツ活動、文化活動、趣味・娯楽、ボランティア活動、レクリエーション活動など、人間が生涯にわたって豊かに生きていくための活動の場の提供と環境の整備・充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・成人大学講座 ・生涯学習講座 ・高齢者大学 ・学習体験ひろば ・市民文化祭 ・音楽祭 ・ふるさと講座 ・早朝日曜マラソン ・市民駅伝競走大会 ・市民スポーツのつどい ・ラジオ体操普及事業 ・各種体力づくり教室 ・各種水泳教室 適正な施設管理と計画的な施設改修を行い、上記各種事業の開催を通じ、活動や発表の場の提供を行った。	通年		○	○	○	○
市民課	(イ)	町内会・自治会への加入を促進し、あらゆる家庭の男女が地域に参画することを推進します。	町会連合会と連携し町内会加入促進活動の実施(加入促進活動先進地視察)や転入者への町内会活動の周知、及び居住地区の町内会の紹介を行った。	通年		○	○	○	○

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり

ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

担当課名	小 区 分	主要施策	取組内容	事業 期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
子ども・子育て 支援課	(ア)	共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後に適切な遊びや生活の場を与え、その健全育成を図る、放課後児童クラブの充実に努めます。	・放課後児童健全育成事業 市内17カ所、学校・住民センター・保育園や子育て拠点施設で開設し教諭や保育士等の資格を有する支援員を配置し、利用児童の安心・安全な児童の適切な遊び場や生活の場の提供を実施。	通年		○	○	○	○
子ども・子育て 支援課	(イ)	子育てにおいて孤立感などを抱いている、母親とその子どもが気軽に集い、情報交換や仲間づくりにより、育児不安を解消するために、子育て支援センターや子育て拠点施設などの充実に努めます。	・地域子育て支援事業 市内3カ所の子育て支援センター(月～金)、2カ所の子育て拠点施設(月～土)、週1回の出張ひろば1カ所を開設し、保護者と子どもが気軽に遊ぶ場を提供しながら、保護者の育児不安の解消に努めた。 ・妊娠出産包括支援事業 妊娠・出産において、産前産後ヘルパー派遣事業及び産後ケア事業等の妊娠出産包括支援事業を実施し、多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実に努めた。	通年		○	○	○	○
子ども・子育て 支援課	(ウ)	ひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、母子・父子自立支援員等による適切な問題解決や社会的自立のための生活相談支援を強化します。	・母子・父子自立支援事業 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親の窓口相談や訪問を行い、母子・父子家庭の適切な生活自立支援の強化に努めた。	通年		○	○	○	○

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり

イ 母性健康管理対策の推進

担当課名	小区分	主要施策	取組内容	事業期間	備考	R1			
						4 ～ 6 月	7 ～ 9 月	10 ～ 12 月	1 ～ 3 月
水産商工労働課	(ア)	事業者等に対し、女性が働きながら安心して子どもを生むことができる環境を整備するよう働きかけます。	・男女雇用機会均等法等の制度周知及び啓発 厚生労働省が作成したチラシ等の活用、又は制度概要をまとめたチラシを作成し、公共施設への設置のほか、商工会等の協力を得て商工会報等に同封して制度周知及び啓発を行う。	4月～6月	H30年度より実施	○			
子ども・子育て支援課	(ア)	事業者等に対し、女性が働きながら安心して子どもを生むことができる環境を整備するよう働きかけます。	・母子健康手帳交付 ・妊産婦健康診査事業 ・妊産婦家庭訪問事業 母性健康管理のため、妊娠届出時に母子健康手帳及び妊産婦健康診査受診券を交付しています。就労妊婦については、妊娠・出産後の働く女性を支援する法律や制度についてのリーフレットを配布。 妊産婦に対して、助産師・保健師・母子保健推進員による家庭訪問及び相談事業の実施。	通年		○	○	○	○
水産商工労働課	(イ)	事業者等に対し、男女が働きながら安心して子どもを育てることができるよう、育児・介護休業取得を促進します。	・育児・介護休業法等の制度周知及び啓発 厚生労働省が作成したチラシ等の活用、又は制度概要をまとめたチラシを作成し、公共施設への設置のほか、商工会等の協力を得て商工会報等に同封して制度周知及び啓発を行った。	4月～6月	H30年度より実施	○			

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり

ウ 健康保持・増進の推進

担当課名	小 区 分	主要施策	取組内容	事業 期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
保健福祉課	(ア)	高齢者と障がい者が安心して生活を送ることができるよう地域全体で支え、地域の一員として生活ができるよう、地域住民などによるボランティア活動の推進に努めます。高齢者と障がい者の自立と生きがいの支援に努めます。	・生活支援体制整備事業 北斗市高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の生活支援体制整備を目的とした事業の実施。	通年		○	○	○	○
保健福祉課	(イ)	老人クラブ活動への支援に努めるとともに、スポーツやレクリエーション活動を充実し、だれもが気軽に参加しやすい環境づくりを促進します。	・ふれあい運動会 地域における社会福祉活動を行なっている単位老人クラブや老人クラブ連合会の活動の支援し、老人クラブの活性化を図るため、高齢者のいきがいきと健康増進を図ることを目的とし、毎年58歳以上の市民を対象とした高齢者運動会を開催。	10月				○	
保健福祉課	(ウ)	健康保持の視点から、「自分の健康は、自分で守る」という意識の啓蒙を図り、健康に関わるグループづくりの支援に努めます。	・地域介護予防支援事業 地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援として、社会福祉協議会に委託している「ふまねっと」「いきいきふれあいサロン」の普及を行なった。	通年		○	○	○	○

北斗市男女共同参画基本計画 個別事業調書

テーマ3 安心して暮らせるための環境と健康づくり

エ 介護・看護の支援体制の充実

担当課名	小 区 分	主要施策	取組内容	事業 期間	備考	R1			
						4 ~ 6 月	7 ~ 9 月	10 ~ 12 月	1 ~ 3 月
保健福祉課	(ア)	介護負担を社会全体で支え合えるような体制づくりや各種福祉サービスの充実に努めます。	・緊急通報システム設置事業等 1人暮らし高齢者等が、在宅で充実した生活を送ることができるよう、地域自立生活支援事業の一環である緊急通報システムの設置を実施。	通年		○	○	○	○
保健福祉課	(イ)	在宅生活を支える24時間ケアの実現に向け、地域密着型サービスの充実に努めます。	・介護予防・日常生活支援総合事業 在宅の要介護高齢者の日常生活を支援していくうえで、介護と看護サービスを包括的かつ継続的に提供していくため、ニーズにあった地域密着型サービスの提供についての検討を実施。	通年		○	○	○	○
保健福祉課	(ウ)	保健・福祉・医療等の関係機関が連携した地域ケアシステムの構築に努めます。	・包括的支援事業 保健・医療・福祉関係者などの連携のもと、医療をはじめとした様々な支援が包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケアシステム」を支える連絡調整・総合相談機関としての役割を担う、地域包括支援センターとの連携し、「地域包括ケアシステム」の構築に努めた。	通年		○	○	○	○
保健福祉課	(エ)	男女の介護力向上及び人材の育成に努めます。	介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、看護師、介護支援専門員等の介護・福祉人材確保に向けた支援に努めた。	通年		○	○	○	○